工事成績採点表（別記様式第２）

工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表（別紙－１～５）

【土木・設備工事】

契約監理課　工事検査室

大　分　市

令和７年度版

別記様式第2

工事成績採点表 （ 完成 ・ 出来形 ）

年　月　日作成
課

工事名		契約金額(最終)	円
請負者名	工期　年　月　日～　年　月　日	完成年月日	年　月　日

考査項目		監督員(1)					監督員(2)							検査員(出来形)							検査員(出来形)							検査員(完成)						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施行体制	Ⅰ. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10																												
	Ⅱ. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10																												
2. 施行状況	Ⅰ. 施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10								+5.0		+2.5		0	− 7.5	−15	+5.0		+2.5		0	− 7.5	−15	+5.0		+2.5		0	− 7.5	−15
	Ⅱ. 工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10	+2.0		+1.0		0	−7.5	−15																					
	Ⅲ. 安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10	+3.0		+1.5		0	−7.5	−15																					
	Ⅳ. 対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	− 5.0																												
3. 出来形	Ⅰ. 出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	− 5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20
及び	Ⅱ. 品質	+5.0	+2.5	0	−2.5	− 5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25
出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	− 5.0		+5.0		+2.5		0	− 5.0		+5.0		+2.5		0	− 5.0	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応 ※2						+20.0		～		0																							
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫 ※3	+7.0	～	0																														
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		＋ ― 点					＋ ― 点							＋ ― 点							＋ ― 点							＋ ― 点						
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点							③ 点							③ 点							④ 点						

評定点計	○出来形検査があった場合 :(① 点×0.4＋② 点×0.2＋③※ 点×0.2＋④ 点×0.2)＝ 点 ＿＿＿点 ※ただし、③出来形検査が2回以上の場合は平均値 ○出来形検査がなかった場合 :(① 点×0.4＋② 点×0.2＋④ 点×0.4)＝ 点
7. 法令遵守等 ※7	― 点
評定点合計 ※8	＿＿＿点　○評定点計(点)－法令遵守等(点)＝ 点
8. 総合評価技術提案 技術提案履行確認 ※9	履行　不履行　対象外

所見 ※5	監督員(1)	監督員(2)	検査員

※1　65点 ＋ 1.～3.の評定(加減点合計) ＋ 4.～6.の評定(加点合計) ＝ 評定点
各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員(1)からの報告を受けて監督員(2)が評価するものとする。
※3　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4　4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5　所見は必ず記載する。
※6　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員(完成)の評価に先立ち、監督員(1)、監督員(2)が行う。
※7　法令遵守等の評価は、監督員(2)が行う。
※8　評定合計は、四捨五入により整数とする。
※9　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表

工事名:

考査項目	細別	①監督員(1)	②監督員(2)	③検査員(出来形)	③検査員(出来形)	④検査員(完成)	細目別評定表	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(　)×0.4+2.9=　点					点/ 3.3点	%
	Ⅱ. 配置技術者	(　)×0.4+2.9=　点					点/ 4.1点	%
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(　)×0.4+2.9=　点		(　)×0.4+6.5=　点	(　)×0.4+6.5=　点	(　)×0.4+6.5=　点	点/13.0点	%
	Ⅱ. 工程管理	(　)×0.4+2.9=　点	(　)×0.2+3.2=　点				点/ 8.1点	%
	Ⅲ. 安全対策	(　)×0.4+2.9=　点	(　)×0.2+3.3=　点				点/ 8.8点	%
	Ⅳ. 対外関係	(　)×0.4+2.9=　点					点/ 3.7点	%
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(　)×0.4+2.8=　点		(　)×0.4+6.5=　点	(　)×0.4+6.5=　点	(　)×0.4+6.5=　点	点/14.9点	%
	Ⅱ. 品質	(　)×0.4+2.9=　点		(　)×0.4+6.5=　点	(　)×0.4+6.5=　点	(　)×0.4+6.5=　点	点/17.4点	%
	Ⅲ. 出来ばえ			(　)×0.4+6.5=　点	(　)×0.4+6.5=　点	(　)×0.4+6.5=　点	点/ 8.5点	%
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		(　)×0.2+3.3=　点				点/ 7.3点	%
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	(　)×0.4+2.9=　点					点/ 5.7点	%
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		(　)×0.2+3.2=　点				点/ 5.2点	%
7. 法令遵守等			(　)×1.0=　点				0点	%
						評定点合計	点	
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行　不履行　対象外					

※　既済部分(中間)検査があった場合　(①+②+③×0.5+④×0.5)=細目別評価点(既済、中間が2回以上の場合は③を平均する)
　　既済部分(中間)検査がなかった場合　(①+②+④)=細目別評価点

※　得点割合は、細目評価点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表（土木・設備工事）適用様式一覧

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考
監督員（1）	1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		別紙－ 1①	
		Ⅱ．配置技術者		〃	
	2．施工状況	Ⅰ．施工管理		別紙－ 1②	
		Ⅱ．工程管理		〃	
		Ⅲ．安全対策		別紙－ 1③	
		Ⅳ．対外関係		〃	
	3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	土木一般・機械設備工事	別紙－ 1④-1	
			電気・通信・受変電設備工事	別紙－ 1④-2	
		Ⅱ．品質	土木一般・機械設備工事	別紙－ 1⑤-1	
			電気・通信・受変電設備工事	別紙－ 1⑤-2	
			維持・修繕工事	〃	
	5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫		別紙－ 1⑥	
監督員（2）	2．施工状況	Ⅱ．工程管理		別紙－ 2①	
		Ⅲ．安全対策		〃	
	4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		別紙－ 2②	
	6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		別紙－ 2③	
	8．法令遵守等			別紙－ 2④	
検査員（完成・出来形）	2．施工状況	Ⅰ．施工管理		別紙－ 3①	
	3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	土木一般・機械設備工事	別紙－ 3②-1	
			電気・通信・受変電設備工事	別紙－ 3②-2	
		Ⅱ．品質	コンクリート構造物工事	別紙－ 3③-1	
			土工事	〃	切土、盛土、築堤等工事。
			護岸・根固・水制工事	別紙－ 3③-2	
			鋼橋工事	〃	RC床版工事はコンクリート構造物に準じる。 堰・水門等工場製作の鋼構造物を含む。
			砂防・治山構造物工事及び地すべり防止工事	別紙－ 3③-3	集水井工事を含む。
			舗装工事	別紙－ 3③-4	
			法面工事	別紙－ 3③-5	
			基礎工事	別紙－ 3③-6	地盤改良等を含む。
			海岸工事	〃	土木工事共通仕様書第5編を適用する海岸工事。
			コンクリート橋上部工事	別紙－ 3③-7	PC及びRCを対象。
			塗装工事	別紙－ 3③-8	
			トンネル工事	〃	
			プレキャストコンクリート製品据付工事	別紙－ 3③-9	排水工等
			プレキャスト擁壁据付工事	〃	
			（大型）ブロック積（張）・石積（張）工事	別紙－ 3③-10	護岸工を除く
			補強土工・補強土壁工	〃	

工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表（土木・設備工事）適用様式一覧

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考
検査員 （完成・出来形）	3.　出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.　品質	消波・根固ブロック製作・転置・仮置・運搬・据付工事	別紙－ 3③-11	単独工事
			捨石・被覆石・根固石工事	〃	単独工事
			木材工事	別紙－ 3③-12	単独工事
			カゴマット工事	〃	単独工事
			床版補強工事	別紙－ 3③-13	鋼板接着工、炭素繊維シート接着工
			管布設工事	別紙－ 3③-14	下水道
			構造物撤去工事、解体工事	〃	単独工事
			植栽工事	別紙－ 3③-15	
			防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	〃	
			港湾築造工事･漁港整備工	別紙－ 3③-16	土木工事共通仕様書第9編を適用する工事を含む。
			魚礁設置工事	別紙－ 3③-17	土木工事共通仕様書第9編を適用する工事を含む。
			水路工事	別紙－ 3③-18	
			ほ場整備工事	〃	
			管水路工事及び畑地かんがい工事	別紙－ 3③-19	
			ため池工事	〃	
			暗渠排水工事	別紙－ 3③-20	
			電線共同溝工事	別紙－ 3③-21	
			維持工事	別紙－ 3③-22	清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等
			修繕工事	〃	橋脚補強、耐震補強、落橋防止等
			機械設備工事	別紙－ 3③-23	土木工事に係る機械設備工事（可動堰、ポンプ等）で、建築工事に係るものを除く。
			電気設備工事	〃	土木工事に係る電気設備工事（道路照明設備、情報板等）で、建築に係るものを除く。
			通信設備工事・受変電設備工事	別紙－ 3③-24	
			上記以外の工事	〃	主たる工種が考査項目別運用表にない工事
			合併工事(多工種複合工事)	別紙－ 3③-25	主たる工種の決定がしがたい多工種複合工事
			造園工事(遊具　休憩所)	別紙ー3③ー26	
検査員 （完成・出来形）	3.　出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.　出来ばえ	コンクリート構造物工事	別紙－ 3④-1	砂防・治山構造物工事、海岸工事、トンネル工事を含む。
			土工事		盛土、築堤工事等。
			切土工事	〃	
			護岸・根固・水制工事	〃	
			鋼橋工事	〃	RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準じる。堰・水門等工場製作を含む。
			地すべり防止工事	〃	集水井工事を含む。
			舗装工事	〃	
			法面工事	〃	

工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表（土木・設備工事）適用様式一覧

評定者	考査項目	細別	工種	様式番号	備考
検査員 （完成・出来形）	3.　出来形及び出来ばえ	Ⅲ.　出来ばえ	基礎工事	別紙－ 3④-2	地盤改良等を含む。
			コンクリート橋上部工事	〃	PC及びRCを対象。
			塗装工事	〃	工場塗装を除く。
			植栽工事	〃	
			防護柵（網）工事	〃	
			標識工事	〃	
			区画線工事	〃	
			プレキャストコンクリート製品据付工事	別紙－ 3④-3	排水工等
			プレキャスト擁壁据付工事	〃	
			（大型）ブロック積（張）・石積（張）工事	〃	護岸工を除く
			補強土工・補強土壁工	〃	
			消波・根固ブロック製作・転置・仮置・運搬・据付工事	〃	単独工事
			捨石・被覆石・根固石工事	別紙－ 3④-4	単独工事
			木材工事	〃	単独工事
			カゴマット工事	〃	単独工事
			床版補強工事	〃	鋼板接着工、炭素繊維シート接着工
			管布設工事	〃	下水道
			構造物撤去工事、解体工事	〃	単独工事
			港湾・漁港築造工事	〃	土木工事共通仕様書第9編を適用する工事を含む。 海岸築造工事を含む。
			港湾・漁港浚渫工事	別紙－ 3④-5	土木工事共通仕様書第9編を適用する工事を含む。 地盤改良工事を含む。
			魚礁設置工事	〃	土木工事共通仕様書第9編を適用する工事を含む。
			水路工事	〃	
			ほ場整備工事	〃	
			管水路工事及び畑地かんがい工事	〃	
			ため池工事	〃	
			暗渠排水工事	〃	
			機械設備工事	別紙－ 3④-6	土木工事に係る機械設備工事（可動堰、ポンプ等）で、建築工事に係るものを除く。
			電気設備工事	〃	土木工事に係る電気設備工事（道路照明設備、情報板等）で、建築に係るものを除く。
			維持修繕工事	〃	
			電線共同溝工事	〃	
			通信設備工事 受変電設備工事	〃	
			造園工事	〃	
			上記以外の工事	別紙－ 3④-7	主たる工種が考査項目別運用表にない工事
			合併工事（多工種複合工事）	〃	主たる工種の決定がしがたい多工種複合工事
監督員（1）	「施工プロセス」チェックリスト			別紙－ 5①～④	

別紙－1①

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（1）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ 施工計画書を、工事着手前に提出している。
□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
【全体を評価する項目】
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－1②

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（1）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">2. 施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ. 施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。
□ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示 に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ. 工程管理</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ 休日の確保を行っている。
□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－1③

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（1）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2. 施工状況</td><td>Ⅲ. 安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。
□ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ 過積載防止に取り組んでいる。
□ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td><td>□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅳ. 対外関係</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td><td>□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－1④-1

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（1）

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他
（理由：　　）

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事の施工管理基準及び規格値」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員との協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事はc評価とする。

機械設備工事	a	b	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

「評価対象項目」
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内である。
□ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－1④-2

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（1）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td>電気設備工事
通信設備工事・受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

別紙－1⑤-1

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（1）

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b、に該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事の施工管理基準及び規格値」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員との協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事はc評価とする。

機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※上記欄によらず、当該欄で評価

「評価対象項目」
□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ 設備の取扱説明書を工夫している。
□ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
該当項目が 90%以上 ・・・・・・・ a
該当項目が 80%以上90%未満・・・ b
該当項目が 80%未満 ・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－1⑤-2

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（1）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質</td><td>電気設備工事
通信設備工事・
受変電設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">維持・修繕工事

※上記欄によらず、当該欄で評</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td>e
□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：

●判断基準
※該当項目が6項目以上・・・a
※該当項目が4項目以上・・・b
※該当項目が3項目以下・・・c

注　記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</td></tr>
</table>

別紙－1⑥

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（1）

考査項目	細別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	【施工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【ICT活用工事 本市が定めるICT活用工事試行要領に則り、ICT活用施工を実施した場合加点とする。 □ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）※本項目は3点の加点とする。 □ 加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。※本項目は3点の加点とする。 【新技術活用】 加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行 活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、活用効果調査票をNETIS機能操作マニュアルに則り、作成・確認できた場合のみ評価する。 □ NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用。、※本項目は1 点の加点とする。 □ NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用。※本項目は1 点の加点とする 【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 **※本項目は 2 点の加点とする。** □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。	【担い手確保】 「担い手確保」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により加点する。 □ 若手や女性技術者の監理（主任）技術者への配置など、担い手確保に向けた取組が図られている。（配置を要件とする工事は除く） 理由（ ） 例）快適トイレ等を設置し現場環境を改善する取組を実施した等（創意工夫の場合） ） □ その他 理由（ ） □ その他 理由（ ） □ その他 理由（ ） □ その他 理由（ ） □ その他 理由（ ）
	記述評価 （レ マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述）	評点：　　点	［創意工夫の詳細評価］工夫の内容及び具体的内容を記載

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙－2①

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（2）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2. 施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ. 工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 工程管理を適切に行なったことにより、地域住民への影響を低減させた。
□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">Ⅲ. 安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ 大分市公共工事安全推進啓発期間の工事現場の安全パトロールを受入れ対応。
□ 労働基準監督署および、外部協会等の工事現場の安全パトロールを受入れ対応。
□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□ 近接工事との工事連絡調整会議を主体的に開催し積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ その他
理由（　　）

●判断基準
※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。</td></tr>
</table>

別紙－2②

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（2）

考査項目	細別	対 応 事 項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	~~Ⅰ構造物の特殊性への対応~~ ~~□ 1．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事~~ ~~□ 2．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事~~ ~~□ 3．その他~~ ~~（理由：　　）~~ ~~※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば**4点の加点**とする。~~ 本市の施工規模では評価対象とならないため、 Ⅱ、Ⅲへ加点を配分する。	~~(1.について)~~ ~~切土の土工量：20 万 m³ 以上、盛土の土工量：15 万 m³ 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m² 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m³ 以上、流路工の計画高水流量：500m³ 以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上~~ ~~(2.について)~~ ~~・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。~~ ~~・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。~~ ~~・供用中の道路トンネルの拡幅工事。~~ ~~(3.について)~~ ~~・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事~~ ~~・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。~~ ~~・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。~~
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7．現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8．緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9．施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10．その他 （理由：　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば8**点の加点**とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、上下水道管、電話線等の支障物件の移設等について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。（理由：　　） (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15．その他 （理由：　　） ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6**点の加点**とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □ 16．12ヶ月を超える工期で、事故等がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故等は除く。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば**6点の加点とする。** □ 17．6ヶ月から12ヶ月未満の工期で、事故等なく完成した工事 ※上記対応事項は**3点の加点**とする。	
	評 価	評価：＿＿＿＿＿点	

※1．工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2．監督員（1）が評価する「5．創意工夫」との二重評価は行わない。
※3．評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

別紙－2③

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（2）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない

「評価対象項目」

□ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
□ 工事のお知らせの配布等積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ 現場見学会等を実施して、積極的に地域や学生とのコミュニケーションを図った。
□ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
□ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□ その他
（理由：　　）

●判断基準
※ 上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

別紙－2④

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

監督員（2）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
8. 法令遵守等	

措置内容	点数
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
□ 5. 文書注意	－ 8点
□ 6. 口頭注意	－ 5点
□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
□ 8. その他（理由：	－ 点
□ 9. 項目該当なし	

① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、社内検査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

［上記で評価する場合の適応事例］

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。（一括下請け、上請け、技術者の専任違反、等）
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の処置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

別紙－3①

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 □ 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他 （理由: ） ●判断基準 評価値が 90%以上 ・・・・・・ a 評価値が 80%以上90%未満 ・・ b 評価値が 80%未満 ・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－3②-1

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b' に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他
（理由: ）

※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事の施工管理基準及び規格値」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員との協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事はc評価とする。

機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価						□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
□ その他
（理由: ）

●判断基準
評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・a'
評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・b
評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・b'
評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－3②-2

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		「評価対象項目」 □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ その他 （理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・a’ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・b 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・b’ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・c					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙－3③-1

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート構造物工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他
  （理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a'	b	b'	c	d	e
	土工事（切土、盛土、堤防等工事）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □ 法面に有害な亀裂が無い。
- □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ その他
  （理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	護岸・根固・水制工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
□ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ その他
（理由: ）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工種	a	a'	b	b'	c	d	e
鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる） （堰・水門等工場製作の鋼構造物を含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【工場製作関係】

□ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ その他
（理由: ）

【架設関係】

□ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
□ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
□ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
□ その他
（理由: ）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3③-3

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防・治山構造物工事及び地すべり防止工事 （集水井工事を含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【共通】

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ その他
（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

【砂防・治山構造物工事に適用】

□ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井工事を含む）】

□ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
□ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
□ その他
（理由：　　）

別紙－3③-4

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【路床・路盤工関係】
- □ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
- □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

【アスファルト舗装工関係】
- □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果により確認できる。
- □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

【コンクリート舗装工関係】
- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □ その他　　）
  （理由:

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【共 通】
- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
- □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
- □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
- □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
- □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
- □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】
- □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
- □ 層間にはく離が無いことが確認できる。
- □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工事及び地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

- □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
- □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
- □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
- □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
- □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
- □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- □ その他
  （理由: ）

【地盤改良関係】

- □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
- □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
- □ その他
  （理由: ）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

海岸工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

- □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
- □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
- □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
- □ 工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
- □ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- □ その他
  （理由: ）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3③-7

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他
  （理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	塗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他　　） （理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	トンネル工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 □ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 □ その他 （理由：　　）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	プレキャストコンクリート製品据付工事(排水工等)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ 材料の品質が証明書又は試験成績書で確認出来る。 □ 設計図書で定められた内径、荷重等の条件が満足されていることが、証明書、社内検査記録、写真等で確認出来る。 □ 施工基面が平滑に仕上げられ、構造物の基礎材料の材質及び締固め等が適切であることが確認できる。 □ 継目部の施工にあたって、付着、水密性を保ち段差がないことが確認できる。 □ 側溝蓋、グレーチング等の附帯構造物がゆるみがなく固定されている。 □ その他 （理由: ）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a'	b	b'	c	d	e
	プレキャスト擁壁据付工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ 材料の品質が証明書又は試験成績書で確認出来る。 □ 設計図書で定められた荷重等の条件が満足されていることが、品質証明書等で確認出来る。 □ 施工基面が平滑に仕上げられ、支持地盤の地耐力が平板載荷試験等で確認され、構造物の基礎材料の材質及び締固めが適切であることが確認できる。 □ 目地施工が設計図書に適合し、接合面の付着･水密性が確保されていることが確認できる。 □ 調整コンクリートの材質及び施工方法が適切であることが確認できる。 □ その他 （理由: ）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3③-10

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	(大型)ブロック積(張)･石積(張)工事(護岸工を除く)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 □ 材料の品質が証明書又は試験成績書で確認出来る。 □ 設計図書で定められた控長、または安定計算等の条件が満足されていることが、証明書、社内検査記録、写真等で確認出来る。 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。または、擁壁等の支持地盤の地耐力が平板載荷試験等で確認されている。 □ 裏込材、胴込めコンクリートの充てんまたは締め固めが充分で、空隙が生じていないことが確認できる。 □ 目地の処理及び施工間隔、また、水抜きパイプの配置及び吸出し防止対策が適切に施工されていることが確認できる。 □ その他 （理由:　　）							
	補強土工･補強土壁工	a	a'	b	b'	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 □ 補強材料及び壁面材料の品質が証明書または試験成績書で確認出来る。 □ 設計図書で定められたタイバー、ストリップ等の補強材料の設置位置、延長等が、施工管理資料、社内検査記録及び写真等で確認出来る。 □ 盛土材料の3軸圧縮試験等の土質試験を行い、締め固めを適切な条件で行っていることが確認できる。 □ 設計図書で定められた暗渠排水管等の排水施設の設置位置、断面、延長等が、施工管理資料、社内検査記録及び写真等で確認出来る。 □ 壁面に接するフィルター材(砕石等)の品質、施工幅及び締め固め方法が適切であることが確認できる。 □ その他 （理由:　　）							

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	消波・根固ブロック製作・転置・仮置・運搬・据付工事(単独工事)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

(製作)

□ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認出来る。
□ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認出来る。
□ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認出来る。
□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っていることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。)
□ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されていることが確認できる。

(転置・仮置・運搬・据付)

□ 転置、仮置に際し、ブロックの強度確認を行っている。
□ 仮置は、転倒、崩壊等の恐れがないことが確認できる。
□ 据付にあたって、ブロック相互の接合部において段差が生じないよう施工されていることが確認できる
□ 据付にあたって、ブロック層の自然空間に間詰石を挿入していないことが確認できる。
□ 据付にあたって、基礎面とブロックの間、またはブロック相互の間に噛み合わせ石等を施工していないことが確認できる。
□ その他
（理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工種	a	a'	b	b'	c	d	e
捨石・被覆石・根固石工事(単独工事)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 施工に先立ち、石の比重の試験成績書並びに産地を明示した書類を監督員に提出して承諾を得ていることが確認できる。
□ 使用する石の寸法及び質量並びに比重が設計図書に適合し、扁平細長でなく風化及び凍壊の恐れがないことが確認できる。
□ 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認出来る。
□ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないように堅固に施工され、記録により確認出来る。
□ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認出来る。
□ その他
（理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	木材工事(単独工事)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 使用する木材の末口寸法等が設計図書と適合し、有害な腐れ、割れ等がないことが確認できる。
- □ 土台工に木材を使用する場合、樹皮をはいだ生木を用いていることが確認できる。
- □ 木杭の先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1．5倍程度となっていることが確認できる。
- □ 粗朶沈床、木工沈床の施工にあたって、共通仕様書に定められた方法で施工していることが確認できる。
- □ 材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがないことが確認できる。
- □ その他
  （理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	カゴマット工事(単独工事)	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 材料の品質が証明書又は試験成績書で確認出来る。
- □ 中詰め石の大きさが設計図書及び共通仕様書に適合していることが、品質証明書、社内検査記録、材料検収写真等で確認出来る。
- □ 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
- □ 詰め石の施工にあたって、空隙が少ないことが確認できる。
- □ 遮水シートの重ね幅が設計図書及び共通仕様書に適合していることが、社内検査記録、工事写真等で確認出来る。
- □ その他
  （理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	床版補強工事(鋼板接着工、炭素繊維シート接着工)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

(鋼板接着工)

□ 鋼材の員数照合がミルシート等(現場照合を含む)で確認されている。
□ 施工に先立ち床版のクラック調査を行い、設計図書に基づいてクラック処理を行っていることが確認できる。
□ 床版部接着面の不陸調整が適切に行われていることが確認できる。
□ 接着剤等の主要な樹脂は、施工中現場にて供試体を採取し、設計図書に定める規格に適合していることが確認出来る。
□ 塗料、その他使用材料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認出来る。

(炭素繊維シート接着工)

□ 材料の品質が証明書又は試験成績書で確認出来る。
□ 施工に先立ち床版のクラック調査を行い、設計図書に基づいてクラック処理を行っていることが確認できる。
□ 接着剤等の主要な樹脂は、施工中現場にて供試体を採取し、設計図書に定める規格に適合していることが確認出来る。
□ 施工中に付着強度試験が行われ、シートの品質が確認されている。
□ 使用材料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認出来る。
□ その他
（理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	管布設工事（下水道）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ 使用材料の品質が証明書又は試験成績書で確認出来る。 □ 埋設物の位置確認、露出した埋設物の報告、協議、処理が適切に行われていることが確認できる。 □ 掘削、土留工及び覆工が、設計図書及び共通仕様書に基づいて適切に施工されていることが確認できる。 □ 管、人孔の布設及び接合が、設計図書及び共通仕様書に基づいて適切に施工されていることが確認できる。 □ 埋戻しの材料、方法、および路面復旧工が、設計図書に基づいて適切に施工されていることが確認できる。 □ その他 （理由: ） ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 （ばらつきで判断可能：50%以下／80%以下／80%を超える、ばらつきで判断不可能） 評価値 90%以上：a／a'／b／b 評価値 75%以上90%未満：a'／b／b'／b' 評価値 60%以上75%未満：b／b'／c／c 評価値 60%未満：b'／c／c／c 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	構造物撤去工事、解体工事(単独工事)	a	a'	b	b'	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ 振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工していることが確認できる。 □ 供用中の道路、住宅等に影響を及ぼさないよう施工していることが確認できる。 □ 本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないよう施工していることが確認できる。 □ 取り壊し殻を分離し、それぞれ収集、運搬、処理が適正に行われていることが、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で確認出来る。 □ その他の事項について設計図書に基づいて施工されていることが確認できる。 □ その他 （理由: ） ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 （ばらつきで判断可能：50%以下／80%以下／80%を超える、ばらつきで判断不可能） 評価値 90%以上：a／a'／b／b 評価値 75%以上90%未満：a'／b／b'／b' 評価値 60%以上75%未満：b／b'／c／c 評価値 60%未満：b'／c／c／c 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	植栽工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であること が確認できる。
- □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、10%以下であることが確認できる。
- □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（港湾見直し版）

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾築造工事 漁港整備工事 （浚渫・海岸築造工事を含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 【共通】 □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 □ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 □ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。 □ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床堀関係】 □ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 □ 浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されていることが確認できる。 □ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっていることが確認できる。 □ 土捨場に制約がなく、深堀しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっていることが確認できる。 □ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えていることが確認できる。 （大型船による施工で、作業日数短縮等も含む） □ 浚渫・床堀時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 □ 浚渫工又は床堀工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況を考慮して、効果的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 □ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 □ 床堀工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋戻しを行っていることが確認できる。 □ 置換材の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 □ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 【地盤改良関係】 □ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 □ ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ・ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ及びﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 □ ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 □ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 □ 前記以外の改良方法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れがないものが使用されていることが確認できる。 □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 □ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 □ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

【マット、捨石及び均し関係】
□ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。
□ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。
□ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
□ 裏込めが既設構造物及び砂防目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。
【本体：杭及び矢板、控工関係】
□ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
□ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。
□ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。
□ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
□ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。
□ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
□ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
□ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】
□ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
□ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。
□ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
□ ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
□ ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。
□ 中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。
【コンクリート関係】
□ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び現場練りｺﾝｸﾘｰﾄの場合は試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度、W/C、最大骨材粒径、塩基総量等）が確認できる。
□ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度・ｽﾗﾝﾌﾟ・空気量等を試験した結果が確認できる。
□ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀの機種が仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む）
□ ｺﾝｸﾘｰﾄ強度を管理し必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
□ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
□ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされていることが確認できる。
□ 鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。
□ ｺﾝｸﾘｰﾄの養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。
□ 有害なクラックがない。
【全体】
□ その他
（理由：　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	魚礁設置工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ 仕様書で定められている品質管理が実施されていることが確認出来る。 □ 捨石等の品質規格及び形状寸法が設計図書等に対し適切であることが確認ができ、証明書が整備されていることが確認出来る。 □ 鋼材等の品質規格と員数の照合がミルシート等で確認されており、形状寸法が設計図書等に対し適切であることが確認出来る。 □ 溶接施工上の注意事項がまもられていることが確認出来る。 □ 溶接検査が所定通り実施されており、内容が確認出来る。 □ 主要部材の切断は自動ガス切断で行われており、切断面の品質が規定を満足していることが確認出来る。 □ 鉄筋の品質規格と員数の照合がミルシート等で確認されている。 □ 鉄筋の組立及び継ぎ手部が、示方書、仕様書等に定められたとおり施工されていることが確認出来る。 □ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認出来る。 □ 型枠、支保工の取り外しに関して適切に管理されていることが確認出来る。 □ コンクリートの現場養生が、仕様書の規定に従い適切に実施されていることが確認出来る。 □ コンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認出来る。 □ コンクリートにクラックの発生がない。 □ 沈設に関して管理されており、設計図書、仕様書に定められたとおり施工されていることが確認出来る。 □ その他 （理由：					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	水路工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ コンクリートの品質管理が適切に行われており、規格値を満足していることが確認できる。
- □ 鉄筋の配置が適切であることが確認できる。
- □ コンクリート構造物の施工は、細部にわたり十分な注意が払われていることが確認できる。
- □ 水路の伸縮目地、止水版が所定の位置に施工されていることが確認できる。
- □ 現場打ち水路でアンダードレーン、ウィープホール等の機能が阻害されていないことが確認できる。
- □ コンクリート二次製品の運搬、保管において、十分な注意が払われていることが確認できる。
- □ コンクリート二次製品水路の施工において、とおりがよく規格値を満足していることが確認できる。
- □ 埋戻しが入念に施工されていることが確認できる。
- □ その他
  （理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a'	b	b'	c	d	e
	ほ場整備工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 石礫、その他の雑物の除去において、十分な注意が払われていることが確認できる。
- □ 排水路等の埋め戻しが入念に施工されていることが確認できる。
- □ 表土扱いに当たり、厚さの確認、雑物の混入防止に十分な注意が払われていることが確認できる。
- □ 基盤、表土の均平度が良好であることが確認できる。
- □ 畦畔、法面は十分締固めて施工され、法勾配も設計どおりであることが確認できる。
- □ 道路の線形等が良好で、設計図書に定められたとおりに施工されていることが確認できる。
- □ 用排水路のコンクリート構造物及びコンクリート二次製品等の施工において、創意工夫がなされ規格値を満足していることが確認できる。
- □ 面積管理がなされており、規格値を満足していることが確認できる。
- □ 暗渠排水工、湧水処理工において、十分な効果が発揮されていることが確認できる。
- □ その他
  （理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	管水路工事及び畑地かんがい工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 使用材料の品質が証明書又は試験成績書で確認できる。
- □ 管及び付属品の運搬、保管において、十分な注意が払われていることが確認できる。
- □ 掘削、埋戻しに関して、管理がなされており規格値を満足していることが確認できる。
- □ 基礎工の施工が、設計図書及び仕様書に定められたとおりに施工されていることが確認できる。
- □ 管の布設、接合が、設計図書及び仕様書に定められたとおりに施工されていることが確認できる。
- □ 管の埋設深及び延長の管理がなされ、規格値を満足していることが確認できる。
- □ コンクリート二次製品水路において、流水に対しとおりよく施工されていることが確認できる。
- □ 路面復旧が設計図書に基づいて適切に施工されていることが確認できる。
- □ その他
  （理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a'	b	b'	c	d	e
	ため池工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 築堤材料の土質試験が実施されていることが確認できる。
- □ 仕様書に定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
- □ 掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ 適切な排水対策を実施していることが確認できる。
- □ 締固めを適切な条件で施工していることが確認できる。
- □ コンクリートの品質管理が適切に行われており、規格値を満足していることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立て及び継手部が、仕様書、示方書等に定められたとおりに施工されていることが確認できる。
- □ コンクリートの打継目の処理が、仕様書等の規定に従い適切に実施されていることが確認できる。
- □ コンクリート表面に、漏水箇所や補修箇所がない。
- □ 有害なクラックがない。
- □ その他
  （理由:　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	暗渠排水工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ 使用材料の品質が証明書又は試験成績書で確認できる。 □ 管及び付属品の運搬、保管において、十分な注意が払われていることが確認できる。 □ 掘削、埋戻しに関して、適切な施工が行われていることが確認できる。 □ 管の布設、接合が、設計図書及び仕様書に定められたとおりに施工されていることが確認できる。 □ 暗渠排水の深さ及び延長の管理がなされ、規格値を満足していることが確認できる。 □ 暗渠排水及び補助暗渠の施工間隔の管理がなされ、規格値を満足していることが確認できる。 □ 排水口、通気口ピットの位置等が適切に施工されていることが確認できる。 □ 表土扱いや路面復旧が設計図書に基づいて適切に施工されていることが確認できる。 □ その他 （理由:　　） ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える ばらつきで判断不可能 評価値 90%以上：a / a' / b / b 評価値 75%以上90%未満：a' / b / b' / b' 評価値 60%以上75%未満：b / b' / c / c 評価値 60%未満：b' / c / c / c 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電線共同溝工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 「評価対象項目」 □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 □ その他 （理由:　　） ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 評価値 90%以上：a / a' / b / b' 評価値 75%以上90%未満：a' / b / b' / b' 評価値 60%以上75%未満：b / b' / c / c 評価値 60%未満：b' / c / c / c （ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える、ばらつきで判断不可能） 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	維持工事 （清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）	「評価対象項目」 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上・・・・・・・a ※ 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・a’ ※ 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・b ※ 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・b’ ※ 該当項目が2項目以下 ・・・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	a	a’	b	b’	c	d	e
		「評価対象項目」 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上・・・・・・・a ※ 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・a’ ※ 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・b ※ 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・b’ ※ 該当項目が2項目以下 ・・・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
- □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
- □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □ その他
  （理由: ）

●判断基準
- ※ 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・・・a
- ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a'
- ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
- ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b'
- ※ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

電気設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」
- □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
- □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
- □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
- □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □ その他
  （理由: ）

●判断基準
- ※ 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・・・a
- ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a'
- ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
- ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b'
- ※ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「評価対象項目」

□ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績書等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ その他
（理由：　　）

●判断基準
※ 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・・・・・a
※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・a'
※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・b
※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・b'
※ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		a	a'	b	b'	c	d	e
上記以外の工事（情報ﾎﾞｯｸｽ・浚渫工等）	<A>	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

<B> □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ ばらつきの判断は別紙－4参照。

「評価対象項目」
□ 理由： 使用材料の品質が証明書又は試験成績書で確認できる。
□ 理由： 製品の運搬、保管において、十分な注意が払われていることが確認できる。
□ 理由： 埋戻しの材料、方法に関して管理がなされており、適切な施工が行われていることが確認できる。
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：
□ 理由：

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

●判断基準
<A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事
ex)浚渫工・取壊し工等
<B>対象工事がばらつきによる評価が適切な工事
※ 該当項目が 90%以上・・・・・・・・・・・・・・a
※ 該当項目が 80%以上 90%未満・・・・・a'
※ 該当項目が 70%以上 80%未満・・・・・b
※ 該当項目が 60%以上 70%未満・・・・・b'
※ 該当項目が 60%未満・・・・・・・・・・・・・・c

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
② 評価値（　%）＝該当項目数（　）/評価対象項目数（　）
③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	合併工事（多工種複合工事）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

該当工種名

各工種の評価値(%)

合併工事の評価値(%)

※各工種評価値の単純平均とする。

※ 各々の該当工種毎(最大3工種)に考査し、その考査結果から合併工事の評価値を算出する。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

別紙－3③-26

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	造園工事 遊具・休憩所設置工事	「評価対象項目」 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ コンクリートの品質管理の実施有無を書面にて協議している。 □ 複合遊具等の基礎に対する地耐力の確認を適正に実施協議している。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ ボルトの締付確認が実施されていることが、書面もしくは現地にて確認できる。 その他 □ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が8項目以上・・・・・・・a ※ 該当項目が7項目・・・・・・・・・・・a' ※ 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・b ※ 該当項目が3項目・・・・・・・・・・・b' ※ 該当項目が2項目以下 ・・・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

別紙－3④-1

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防・治山構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ・・・ a 該当4項目 ・・・ b 該当3項目 ・・・ c 該当2項目以下 ・・・ d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	切土工事	●評価対象項目 □ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ・・・ a 該当4項目 ・・・ b 該当3項目 ・・・ c 該当2項目以下 ・・・ d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	鋼橋工事(堰、水門等工場製作を含む)	●評価対象項目 □ 表面に補修箇所がない。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	地すべり防止工事 （集水井工事を含む）	●評価対象項目 □ 地山との取り合いが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目 ・・・ c 該当項目なし・・・・ d	
	舗装工事	●評価対象項目 □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ・・・ a 該当4項目 ・・・ b 該当3項目 ・・・ c 該当2項目以下 ・・・ d	
	法面工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目 ・・・ c 該当項目なし・・・・ d	

別紙－3④-2

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	基礎工事 （地盤改良等を含む）	●評価対象項目 □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端の仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ※地盤改良はc評価とする。		●判断基準 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目 ・・・ c 該当項目なし ・・・ d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックがない。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ・・・ a 該当4項目 ・・・ b 該当3項目 ・・・ c 該当2項目以下 ・・・ d	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所がない。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	植栽工事	●評価対象項目 □ 樹木の活着状況が良い。 □ 植栽木の植付け状況等が良い。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目 ・・・ c 該当項目なし・・・・ d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆がない。 □ 既設構造物とのすり付けが良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ・・・ a 該当4項目 ・・・ b 該当3項目 ・・・ c 該当2項目以下 ・・・ d	
	標識工事	●評価対象項目 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板、支柱に変色がない。 □ 支柱基礎が入念に埋戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	区画線工事	●評価対象項目 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	

別紙－3④-3

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。　　検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	プレキャストコンクリート製品据付工事（排水工等）	□ プレキャストコンクリート製品に有害なひび割れや欠損等がない。 □ 構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い、または、施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	プレキャスト擁壁据付工事	□ プレキャストコンクリート製品に有害なひび割れや欠損等がない。 □ 構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	（大型）ブロック積（張）・石積（張）工事 （護岸工を除く）	□ プレキャストコンクリート製品に有害なひび割れや欠損等がない。 □ 構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 目地の仕上げが良く、クラックや漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	補強土工・補強土壁工	□ 法面又は壁面にクラック等がない。 □ 構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	消波・根固ブロック製作・転置・仮置・運搬・据付工事（単独工事）	（製作） □ コンクリートの肌が良い。 □ クラックがない。 □ コンクリートの表面及び端部の仕上げが良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 （転置・仮置・運搬・据付） □ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い、または施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		（各単独工事の場合） ※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d （製作～据付までの場合） ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は横線引いてを削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 対象評価項目数（　　）＝全項目数（　）－対象外項目数（　　） 評価値（　　%）＝評価数（　　）／対象評価項目数（　　） ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ※ 評価値が 80%以上 ・・・・・・・ a 評価値が 60%以上80%未満・・・ b 評価値が 40%以上60%未満・・・ c 評価値が 40%未満 ・・・・・・・ d	

別紙－3④-4

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	捨石・被覆石・根固石工事（単独工事）	□ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすり付けが良い。 □ 全体的な美観が良い、または、施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	木材工事（単独工事）	□ 通りが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 材料のかみ合わせが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	カゴマット工事（単独工事）	□ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	床版補強工事 （鋼板接着工、 炭素繊維シート接着工）	□ 表面に補修箇所がない。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 塗装に均一性がある。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	管布設工事（下水道）	□ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 人孔蓋等がゆるみなく安定している。 □ 桝の位置が適切である。 □ 路面復旧と既設構造物及び人孔蓋とのすり付けが良い。 □ 路面復旧後の全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	構造物撤去工事、 解体工事（単独工事）	□ 残存する構造物に損傷がない。 □ 取り壊し殻が残存していない。 □ 整地状況が良い。 □ 解体撤去後の全体的な美観が良い。		※ 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目 ・・・ c 該当項目なし・・・・ d	
	港湾・漁港築造工事 （海岸築造工事を含む）	□ 構造物等の通りがよい。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 □ クラックがない。（コンクリート工事が含まれる場合）		（コンクリート工事がない場合） ※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	（コンクリート工事が含まれる場合） ※ 該当5項目以上 ・・・ a 該当4項目 ・・・ b 該当3項目 ・・・ c 該当2項目以下 ・・・ d

別紙－3④-5

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	港湾・漁港浚渫工事 （地盤改良工事を含む）	□ 規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □ 浚渫及び盛上り等の土砂が適切に処理されている。		※ 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目 ・・・ c 該当項目なし ・・・ d	
	魚礁設置工事	□ 鋼構造物の出来ばえが良い。 □ コンクリート構造物の出来ばえが良い。 □ 捨石投入の仕上がりが良い。 □ 沈設位置の精度が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	水路工事	□ 構造物の通りが良い。 □ 埋戻しの施工が良い。 □ クラックがない。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目以下 ・・・ c	
	ほ場整備工事	□ 石礫等の雑物処理状況が良い。 □ 整地状況及び均平度が良い。 □ 表土厚が良好で過転圧になっていない。 □ 廃水処理が良い。 □ 畦畔、法面の締固め状況が良い。 □ 構造物が入念に施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当6項目以上 ・・・ a 該当5項目 ・・・ b 該当4項目 ・・・ c 該当3項目以下 ・・・ d	
	管水路工事及び 畑地かんがい工事	□ 土工関係の仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 管路の埋設深が適切である。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	ため池工事	□ 盛土及び構造物の仕上げが良い。 □ 盛土及び構造物の通りが良い。 □ 漏水がない。 □ クラックがない。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	暗渠排水工事	□ 土工関係の仕上げが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 暗渠及び補助暗渠のとおりが良い。 □ 排水状況が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	

別紙－3④-6

考査項目別運用基準

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 □ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	
	電気設備工事	●評価対象項目 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ・・・ a 該当4項目 ・・・ b 該当3項目 ・・・ c 該当2項目以下 ・・・ d	
	維持修繕工事	●評価対象項目 □ 小構造物等にも注意が払われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 既設構造物とのすり付けが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目 ・・・ c 該当項目なし ・・・・ d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 □ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上 ・・・ a 該当2項目 ・・・ b 該当1項目 ・・・ c 該当項目なし ・・・・ d	
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 □ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 ・・・ a 該当4項目 ・・・ b 該当3項目 ・・・ c 該当2項目以下 ・・・ d	
	造園工事	●評価対象項目 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 部材表面に傷および錆がない。 □ 構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 ・・・ a 該当3項目 ・・・ b 該当2項目 ・・・ c 該当1項目以下 ・・・ d	

別紙－3④-7

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に レ マークを記入する。

検査員（ 完成 ・ 出来形 ）

<table>
<tr><th rowspan="2">考査項目</th><th rowspan="2">工種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><th>優れている</th><th>やや優れている</th><th>他の評価に該当しない</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>上記以外の工事

工種名</td><td colspan="4">●評価対象項目
□ 理由:
□ 理由:
□ 理由:
□ 理由:
□ 理由:
●判断基準
該当4項目以上 ・・・ a
該当3項目 ・・・ b
該当2項目 ・・・ c
該当1項目以下 ・・・ d
※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。</td></tr>
<tr><td>合併工事
(多工種複合工事)</td><td colspan="4">該当工種名
各工種の評価値(%)
=評価数( )/対象評価項目数( )
=評価数( )/対象評価項目数( )
=評価数( )/対象評価項目数( )
※ 各々の該当工種毎(最大3工種)に考査し、その考査結果から評価値を算出する。
※ 評価値が 80%以上・・・・・・・・ a
評価値が 60%以上80%未満 ・・・ b
評価値が 40%以上60%未満 ・・・ c
評価値が 40%未満 ・・・・・・・・d
合併工事の評価値
※各工種評価値の単純平均値</td></tr>
</table>

別紙－4

出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

［上・下限値がある場合］

① ばらつきが50%以下と判断できる例

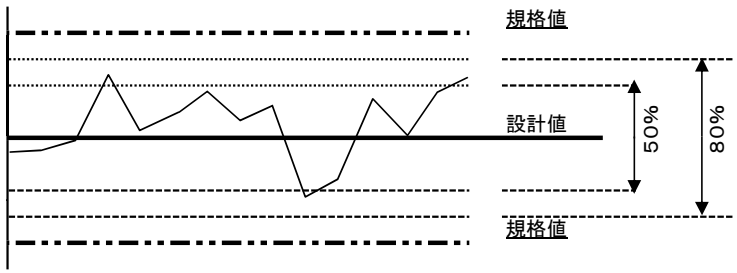

② ばらつきが80%以下と判断できる例

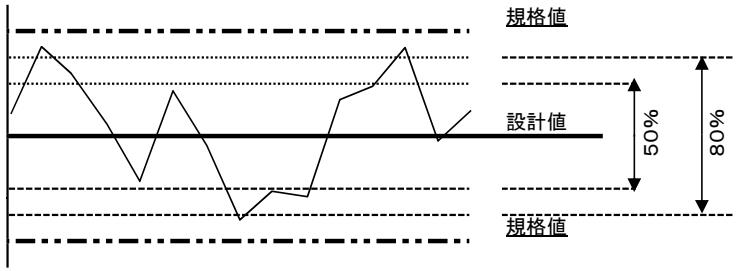

［下限値のみの場合］

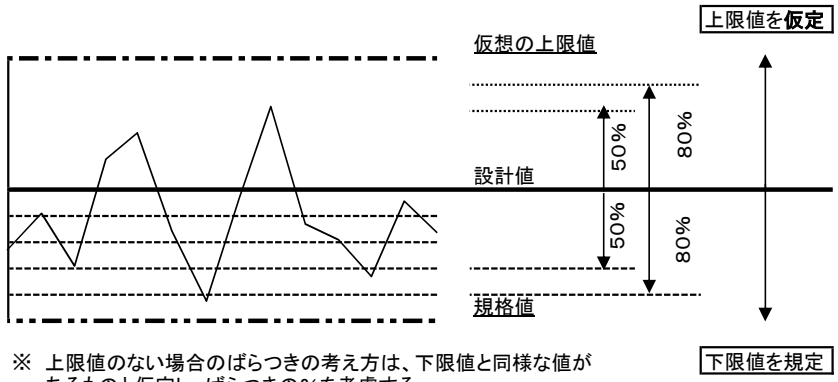

※ 上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

［度数表または、ヒストグラムの場合］

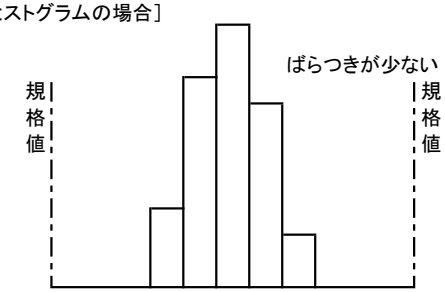

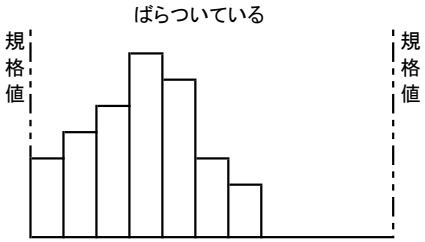

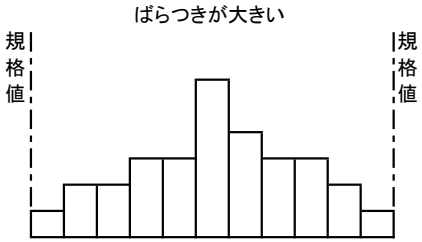

別紙－5①

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事

2. 工　　期　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

3. 施工業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

課　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

監督員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ×印を記入し簡単理由を下欄に記載、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。
④工事内容によってプロセスチェックの対象と成らない項目については、対象外の□にレマークを記入する。
⑤施工中のチェック欄が不足する場合は、各自チェック欄を増加する。
⑥「工事現場等における施工体制の点検要領」の対象となる項目については、この点検結果を流用することが出来る。
⑦簡易運用方法　：　当初設計金額45，000千円未満の工事については評定時に確認を行い、その内容がOKであれば完成時の□にレマークを記入し、OKでなければ②と同様の記載を行う。

□　45，000千円以上
□　45，000千円未満

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	対象外	チェック時期 着手前	施工中					完成時	摘　要	備　考（指示事項、その是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ	○契約工程表	・契約締結の14 日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○工事カルテ	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	施工体制点検結果を流用	
		○品質証明	・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	社内検査と解してよい	
			・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。（品質証明実施時）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○建設業退職金共済制度等	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に提示している。（施工時1回程度）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	施工体制点検結果を流用	
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時1回程度）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	施工体制点検結果を流用	
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	下請け総額3千万円以上施工体制点検結果を流用	
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	施工体制点検結果を流用	
			・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。（施工時の当初、変更時）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	施工体制点検結果を流用	

別紙－5②

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	対象外	チェック時期 着手前	施工中					完成時	摘　　要	備　　考 （指示事項、その是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図 （続き）	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 （施工時の当初、変更時）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	~~施工体制点検結果を流用（削除）~~	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 （施工時適宜）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	~~施工体制点検結果を流用（削除）~~	
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である　（施工時の当初、変更時）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	~~施工体制点検結果を流用（削除）~~	
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 （施工時の当初、変更時）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	~~施工体制点検結果を流用（削除）~~	
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理（主任）技術者を正しく記載している。（施工時1回程度）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	~~施工体制点検結果を流用~~	
	Ⅱ 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 （施工時適宜）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	~~施工体制点検結果を流用~~	
			・現場代理人は、監督員との対応を書面で行っている。 （施工時適宜）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。 （施工計画時、施工時適宜）	□	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を専任し、配置している。 （施工計画時、施工時適宜）	□	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・資格者証の内容を確認した。 （着手前）	□	(　／　) □						(　／　) □	施工体制点検結果を流用	
			・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。　（着手前）	□	(　／　) □						(　／　) □	施工体制点検結果を流用	
			・現場に配置予定の主任技術者が通知による主任技術者と施工計画書に記載された主任技術者と同一である。 （着手前）	□	(　／　) □						(　／　) □		
			・現場に常駐していた。 （施工時適宜）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	施工体制点検結果を流用	
			・施工計画や工事に関わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、打合せ時）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。　（施工時適宜）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □		
		○現場の技術者	・監督員等との対応が適切である。 （施工時適宜）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □		
		○下請負者の把握	・下請負者が大分市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。　（施工時適宜）	□		(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □	(　／　) □		

別紙－5③

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	対象外	チェック時期 着手前	施工時					完成時	摘　　要	備　　考 （指示事項、その是正状況等）
2 施工状況	1 施工管理	○設計図書の照査等	・契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工時適宜）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。　（着手前、施工時適宜）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・記載内容と現場施工体制が一致している。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。　（着手前、変更時）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ管理している。　（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。　（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。　（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立合い（段階確認を含む）の日程調整は、事前に行っている。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・段階確認の確認時期が、適切である。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○工事の着手	・特別な事情がない限り、速やかに工事着手した。 （着手時）	□	(　/　) □						(　/　) □		
		○建築副産物及び建築廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し施工計画書に含め提出した（施工時適宜）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 （施工時　1回程度）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		

別紙－5④

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	対象外	チェック時期 着手前	施工時					完成時	摘　　要	備　　考 （指示事項、その是正状況等）
2 施工状況	Ⅱ工程管理	○工程管理	・工事履行報告書を翌月5日までに提出している。 （施工時　1回/月）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	履行報告書・現場施工状況で確認（削除）	
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	出面表等で確認	
	Ⅲ安全対策	○安全活動	・安全対策協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	下請け工事・隣接工事が有る場合	
			・社内パトロールを実施し、記録がある。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	月1回・半日以上	
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・過積載防止に取り組んでいる記録があり現地でも確認できる。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録があり現地でも確認できる。 （施工時　1回／月程度）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等があり現地でも確認できる。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録があり現地でも確認できる。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録があり現地でも確認できる。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・保安施設等の整理、設置、管理が的確であり、記録があり現地でも確認できる。 （施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）	□		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
	Ⅳ対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	□	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		